

南相馬 20 ミリシーベルト撤回訴訟 第3回口頭弁論期日  
～法廷における原告の訴え～

平成28年3月28日

原 告 平 田 安 子

私は、原発事故当時、南相馬市原町区片倉に夫と2人で暮らしていました。

本日の裁判で私たち原告が主張している、「国が追加被ばく線量の推計に用いている遮蔽効果の係数が不当に低いこと」、「私たちが住んでいる地域の空間線量率が高い数値であること」について、私からご説明させていただきます。

まず、今回の私たちの主張の根拠になっているのは、「ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクト」というボランティアチームが、事故後、長い時間と労力をかけて測定した、南相馬の特定避難勧奨地点のある地域の測定結果です。私も、このプロジェクトの測定に参加しています。

私は、原発事故の当初から地表面の放射線量の高さに不安を持っていたのですが、国は空間線量しか発表してこなかったのです。本当のことを知るために自分で動くしかないという思いから、このプロジェクトに参加しました。私たちが住んでいるところの正確な状況を伝えるため、その時のデータをしっかりと残さないといけないと考えて、モニタリングを継続しています。私たちが測定した測定結果は、本日の裁判や次回以降の裁判で提出していくことになります。

それでは、1つ目の、国が用いている遮蔽係数が不当に低いことについてお話しします。国は、家の中の空間線量率について、家の外の空間線量率に0.4を掛けて計算していますが、これは、南相馬の現状を無視したものです。

今回証拠として提出した甲62号証の中で、世帯番号110番が私の家の空間線量率です。この測定には私も立ち会っていました。私の家は、平均屋外線量が1時間あたり0.19マイクロシーベルト、平均屋内線量が1時間あたり0.18マイクロシーベルトになります。家の中と外の空間線量率はほとんど変わりません。そのため、家の中でも、被ばくが少ないとはいえないのです。原告の中には、私の家のように家の中と外の空間線量率がほとんど変わらない世帯や、家の中の方が家の外よりも空間線量率が高い世帯もたくさんあります。

屋外と屋内の両方を測定した120世帯について、それぞれ、世帯ごとの屋内の空間線量率の平均を、庭と玄関先の空間線量率の平均で割って遮蔽係数を計算し、120世帯の遮蔽係数を平均すると、0.81になりました。

このように、屋内の空間線量率が屋外の空間線量率と変わらなくなってきたことは、原発事故からこれまでの時間の経過を考えれば当然のことです。窓を開けたり、サッシ戸を開けたりすれば、空気中に漂っている目には見えない放射性微粒子がチリやほこりと一緒に家の中に入ってきます。洗濯物や布団を外に干せば、チリやほこりに付着した放射性微粒子が洗濯物や布団にくっついて、家の中に持ち込まれます。裏山やイグネ屋根材などに付着した放射性微粒子が屋内の空間線量率までも高くしていると考え

られます。それにもかかわらず、庭先や玄関先とは違い、家の中の除染が行われたことはありません。こうして、家の中と外の空間線量率はほとんど変わらなくなっています。私たちが計算した各世帯の遮蔽係数の平均の0.81という数字と、国が用いている遮蔽係数の0.4という数字を比較すると、国は、屋内の空間線量率について、現実の数字のおよそ2分の1以下で計算していることになります。

2つ目に、「私たちの地域の空間線量率が高いこと」について、甲64号証として提出したメッシュ地図を用いてご説明します。このメッシュ地図は、「ふくいちモニタリングプロジェクト」が作成した、各行政区の地域メッシュモニタリングの結果です。

私の家がある片倉行政区を例に、メッシュ地図の見方を簡単にご説明します。

お示ししている地図は、甲64号証の1の地図をつなぎ合わせたものです。この地図は、住宅地図を南北約100メートル、東西約75メートルのブロックに区切り、測定したブロックについて、空間線量率の数値に応じて色分けしたものです。例えば、1時間あたり1マイクロシーベルト以上2.5マイクロシーベルト未満は赤色、0.6マイクロシーベルト以上1マイクロシーベルト未満はピンク色、0.23マイクロシーベルト以上0.6マイクロシーベルト未満はオレンジ色にしてあります。赤色やピンク色のブロックの空間線量率は、24時間365日滞在すると仮定した場合に、放射線管理区域の設定基準に達してしまうほど高い数値です。オレンジ色のブロックの空間線量率も、国の換算方法であっても、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトに達する高い数値になっています。このメッシュ地図を見るだけでも、この地域が、広く、面的に、放射能に汚染されていることが分かっていただけると思います。

他の行政区のメッシュ地図を合わせて見たときも、ほとんどの地点が、国の換算方法で追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトに達する、1時間あたり0.23マイクロシーベルトを上回る状況にあります。さらに、片倉、押釜、高倉、大原、権原の各行政区では、放射線管理区域の設定基準である1時間あたり0.6マイクロシーベルトを超える地点が過半数に達していて、相当多くの地点で1時間あたり1マイクロシーベルトを超える値が測定されています。

このように、南相馬の特定避難勧奨地点がある地域は、広く面的に放射能に汚染されていて、放射線管理区域の基準を上回る地点が相当範囲で広がっているのです。

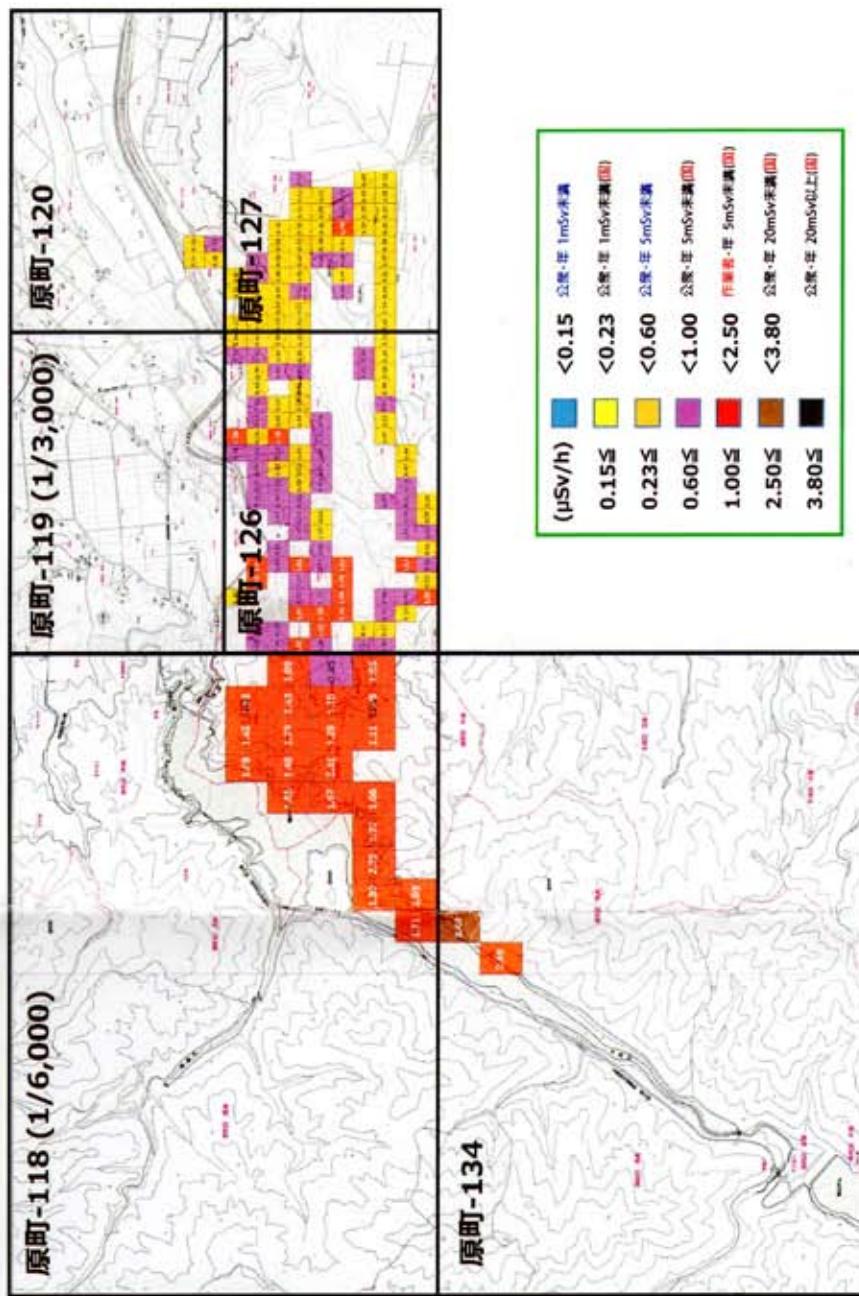
最後に、特定避難勧奨地点を解除するかどうかを考える時に、屋内には放射性物質が入り込んでいない状況を前提とした0.4という遮蔽係数を国が採用したことは、南相馬の実体を無視したものとしかいいようがありません。私たちの命のことを、健康のことを考えるのであれば、南相馬の現実をみて、遮蔽係数を考えてもらわなければ、安全といわれても私たちは信用することができません。裁判官には、本日の裁判を通じて、南相馬の現状をみたとき、「国が用いている遮蔽係数が不当に低いこと」、「私たちの地域の空間線量率が高いこと」について、十分にご理解いただきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

以上

# 福島県南相馬市原町区片倉行政区 住宅地図・配置図

甲第64号証の1



測定期間：2014/06/30～07/04, 08/05～06（計6日間）

測定器：日立アロカ TCS172B 1m 高 3回測定し平均

ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクト